

入札（見積）結果調書

令和 3 年度

契約番号	第36-21-00043号		
件名	高区配水施設消防設備点検業務		
入札(見積)年月日	令和 3年 5月 12日	午前10時 00分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	1,463,000 円	主管課	36 配水センター
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000012030 東京防災設備(株)		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株) アスフル		1,420,000					
アンスル(株)		1,430,000					
江東産業(株)		1,429,000					
東京防災設備(株)		1,330,000					落札
東洋防災(株)		1,400,000					
北海道総合防災設備(株)		1,488,000					
(株) ヤシマ商会		1,550,000					
(有) 北海道防災設計		1,500,000					
(備考)							



a 03362100043 a

入札（見積）結果調書

令和 3 年度

契約番号	第36-21-00064号		
件名	配水センター構内施設草刈業務		
入札(見積)年月日	令和 3年 5月 12日	午前10時 00分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	2,200,000 円	主管課	36 配水センター
	入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000007380 (株) サンコー緑化		

入札（見積）経過 (単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
(株) 栄商							
		2,000,000					
(株) サンコー緑化							くじ抽選
		2,000,000					
(株) マジマ造園土木							
		2,350,000					
(備考)							



入札（見積）結果調書

令和 3 年度

契約番号	第36-21-00036号		
件名	配水センター及び真駒内配水池庭園整備業務		
入札(見積)年月日	令和 3年 5月 12日	午前10時 00分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	2,860,000 円	主管課	36 配水センター
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000007380 (株) サンコー緑化		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株) 栄商							
		2,950,000					
(株) サンコー緑化							落札
		2,600,000					
(備考)							



入札（見積）結果調書

令和 3 年度

契約番号	第36-21-00047号		
件名	南沢第1ポンプ場ほかテレメータ設備点検業務		
入札(見積)年月日	令和 3年 5月 12日	午前10時 15分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	2,805,000 円	主管課	36配水センター
	<small>入札(見積)価格に10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290その他		円
落札(決定)業者	60000034020 菱照エンジニアリング(株)		

入札（見積）経過 (単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
菱照エンジニアリング(株)		2,550,000					決定
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 件名 | 南沢第1ポンプ場ほかテレメータ設備点検業務 |
| 2 | 特定業者 | 菱照エンジニアリング株式会社 |
| 3 | 特定理由 | <p>本業務の対象となるテレメータ設備は、遠隔地にある機器の制御及び計測値の伝送を行うものであり、ポンプ場・配水池・幹線の運用に必要な不可欠な重要な設備である。</p> <p>当該業務は、製造メーカーの技術基準に基づいた点検、調整、良否判断を求めており、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ、機能及び劣化診断における良否の判断が不可能である。</p> <p>標記業者は、上記の履行条件を満たす唯一の業者である。</p> |
| 4 | 根拠規定 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。 |